

電気設備の技術基準の解釈に関連付ける JIS 評価に関する意見募集について

日電規委 2021 第 0019 号
令和 3 年 10 月 29 日
日本電気技術規格委員会

日本電気技術規格委員会では、電気設備の技術基準の解釈に関連付ける JIS（日本産業規格）について令和 3 年 10 月の委員会で評価しましたことをご知らせいたします。本件についてご意見のある方は、理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

電気設備の技術基準の解釈に関連付ける JIS 評価について

2. 件名の趣旨、目的、内容等について

a. 要請した民間規格等作成機関

JEA 電技関連規格調査会（事務局：一般社団法人日本電気協会技術調査室）

b. 件名の策定趣旨・策定目的・規程内容等

本件は、令和 2 年度の日本電気協会の委託事業（電技解釈が引用している JIS を最新の JIS に更新した上で引き続き電技解釈に引用できるか妥当性を確認する事業）の結果を活用し、JEA 電技関連規格調査会から日本電気技術規格委員会へ電気設備の技術基準（以下、「電技省令」という。）の適合性評価について要請があったものです。

この要請を踏まえ、日本電気技術規格委員会では、7 件の JIS について電技省令の適合性評価を行い、国の第 16 回電力安全小委員会で示された技術基準の体系（以下、「民間規格等のリスト化」という。）に則った要請を国へ行うため、規格の技術評価を実施しました。（技術評価書は、<https://www.jesc.gr.jp/public-comment/publiccomment.html> に掲載。）

今後、民間規格等のリスト化に当たり、電技解釈の改正と本規格との関連付けについて国へ要請を行います。なお、今回評価した 7 件の JIS の概要は以下のとおりです。

- ① JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」：展伸加工した断面が丸形の銅及び銅合金の継目無管を規定。電技解釈第 9 条で、MI ケーブルの銅管に必要な性能として当該 JIS を引用。
- ② JIS T 1022「病院電気設備の安全基準」：医用電気機器などの使用上の安全確保のための基準について規定。電技解釈第 18 条で、等電位ボンディングの施工における 1 線地絡電流が流れた際の接触電圧の推定に当たり、当該 JIS の附属書を引用。
- ③ JIS B 8210「安全弁」：設定圧力が 0.1MPa（ゲージ圧）以上、かつ、のど部の径が 7mm 以上の全量式又は弁座口の径 15mm 以上の揚程式安全弁を規定。電技解釈 40 条、第 122 条で、ガス絶縁機器等に使用する圧力容器、地中電線路用の圧油タンクに設ける安全弁について当該 JIS を引用。
- ④ JIS B 8265「圧力容器の構造— 一般事項」：設計圧力 30MPa 未満の圧力容器の構造について規定。電技解釈 40 条、第 122 条で、ガス絶縁機器等に使用する圧力容器、地中電線路用の圧油タンクについて当該 JIS を引用。

- ⑤ JIS G 3352「デッキプレートの材質」：構造物等に用いる冷間成形されたデッキプレートについて規定。電技解釈第 165 条で、セルラダクト工事に使用する材料として当該 JIS を引用。
- ⑥ JIS C 3408「エレベータ用ケーブル」：300V 以下のエレベータ等の昇降機用の配線等について規定。電技解釈第 172 条で、エレベータ用ケーブルの仕様として当該 JIS を引用。
- ⑦ JIS C 3410「船用電線」：船内の電気設備に用いるケーブル、コード及び絶縁電線について規定。電技解釈第 172 条で、作業船等に使用できるケーブルの仕様として当該 JIS を引用。

3. 国への要請予定

令和 3 年 11 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下の問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。

（問い合わせ先・意見提出先）

日本電気技術規格委員会 事務局（一般社団法人日本電気協会 電気規格室）

住所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1

有楽町電気ビル北館 4 階

電話：03-6629-9197 ファックス：03-3216-3997

電子メール：委員会の HP (<https://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：令和 3 年 10 月 29 日（金）

受付終了日：令和 3 年 11 月 27 日（土）

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、ファックス番号又は電子メールアドレス）を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会であり、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。